



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	達成半ばである
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

【総評】

- 当法人は、県出資法人改革プランにおける「統合」という見直しの方向性に沿い、改革期間中にこれを計画どおり実現させた。統合による効果が最大限発揮されるよう、法人運営経費の節減などに取り組んでいた。
- 統合後間もないこと、上部団体の動向が不明確であることを踏まえ、公益法人制度改革に伴う対応方針について、上部団体の動向・方向性が明らかになった時点で速やかな移行手続きが取れるよう、内部のコンセンサスを得ておいていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価：ある程度達成している】

- 県出資法人改革プランで示していた(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会(以下「旧果実生産出荷安定基金協会」という。)と(社)愛媛県野菜価格安定基金協会(以下「旧野菜価格安定基金協会」という。)の統合については、平成21年7月1日付けで統合し、名称を(社)愛媛県園芸振興基金協会とした。
- 役員は18名で、県、市町、生産者団体等から就任しており、全て非常勤である。なお、統合前は、各法人において12名、26名であった。
- 事務局について、事務経費の節減と効率化等を図るため、平成17年4月から統合前の両法人の事務局を統合している。また、事務局を農業経営に関する指導等を行っている全農えひめに置き、全農えひめ職員の有する専門的知識等を活用して効率的に業務を行うため、一部職員の兼務による体制をとっている。
- 組織統合を踏まえて、(旧)両協会事業を担当できるプロパー職員を育成してきた。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 当法人の事業は、国制度に基づき実施しているが、この制度において(財)中央果実生産出荷安定基金協会から補助金を受けるなど密接に関わっている。このため、当法人では当該協会の申請状況を踏まえ移行申請をすることとしているが、当該協会の移行申請は、現在遅れているため、当法人としては、その動向を注視しているところである。
- 当法人として新制度への対応が上部団体の申請待ちであることはやむを得ないところであるが、当該協会の検討・対応状況については随時確認しておく必要があり、移行申請が速やかに行えるよう、新制度移行に伴う課題等を整理し、必要な検討をしておく必要がある。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価：達成半ばである】

- 法人が行う価格補填等の事業は、収益に影響を与えるものでないが、事務局の運営経費(管理費)については、金利が低迷する中、当該経費が固定的に推移し、旧果実生産出荷安定基金協会は平成12年度以降、旧野菜価格安定基金協会は平成13年度以降、当期収支差額が赤字となっていた。そのため、平成17年度から運営改善に取組み、当法人の会員農協等から協会運営費として負担金を徴収するとともに、事務局統合による経費削減を実施しているが、改革期間中(平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。)管理部門の収支の赤字は解消できなかった。
- 管理部門の収支構造を改善するため、統合による効果を最大限発揮して法人運営経費の更なる節減を図るとともに、将来的には会員負担金の増額も含めた収入増についても検討されたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は、統合前、各法人においては12名、26名であったが、平成21年の統合を契機に、両法人で計30名（重複分を除く実人数）となっていたところ、18名とした。 ・ 職員数は、統合前の平成17年から事務局を統合したことにより両法人で7名であったが、改革期間中、1名減った。 ・ 職員の給与制度については、平成17年度より県職員基準から全農えひめ基準水準に切替え、更なる人件費の削減を図っている。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当法人は、統合前の両法人の事業をそのまま継承する形で、果実部門は温州みかん及び加工原料用果実の価格低落時の価格補てん、果実の消費拡大や品種転換・競争力強化のための設備導入に対する補助事業を、野菜部門は野菜価格低落時の価格補てんに関する事業を行っている。事業については、国制度に基づき実施しており、県からの助成は、必要とされる事業のうち特に重要なものに限って行われている。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革期間中、県職員の派遣、県退職者の役職員就任はない。 ・ 役員には理事に農林水産部長など、旧県果実生産出荷安定基金協会は2名、旧県野菜価格安定基金協会は3名の県職員が就任していた。当法人の業務推進に当たっては、国、県等との緊密な連携のもと業務を執行する必要があることから、就任は認められるものの、当法人の自主的・自律的な運営を図る観点から、県職員の役員就任数は、平成21年度の組織統合に伴って1名（農林水産部長）に削減した。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報について、公益法人等情報公開共同サイトにて公表している。 ・ 情報公開要綱を定めている。 	